

議 庁

日時： 4月 19日 (金) AM10:00 <庁議室>

【市長挨撈】

【報告事項】

- | | |
|---|--------|
| 1. 太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について | 総務部長 |
| 2. 太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について | 健康医療部長 |

【連絡事項】

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 令和6年度「県選出等国会議員への要望」について | 企画部長 |
| 2. 令和6年度おおたプログラミング学校の概要について | 企画部長 |
| 3. 令和6年度公共下水道の供用開始について | 都市政策部長 |

【その他】

1. 5月臨時会及び6月定例会日程表について 議会事務局長

◆次回庁議予定◆ 5月 2日(木) AM 9:00~ <庁議室> 案件名報告:4月19日(金) PM5:00
資料提出:4月24日(水) PM5:00

●内 容 【 2. 報告事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 (TEL) 2300

【 表 題 】

太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【 目 的 】

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日付けで施行されることに伴い、条例の一部改正が必要になったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものです。

【 概 要 】

I 太田市市税条例の一部を改正する条例

1 市民税関係

(1) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例

令和6年年初に発生した能登半島地震により、住宅や家財等の資産に損失が生じた場合、現行法では令和7年度分の個人住民税から雑損控除を行うことになるところ、発生日が1月1日であることを勘案し、令和6年度分の個人住民税からの雑損控除も選択できる特例を設ける改正です。（附則第5条の2）

また、附則第6条については、これにより生じた条ずれを反映する改正となります。（附則第6条）

(2) 令和6年度分の個人住民税の定額減税に係る規定の新設

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施するものです。（附則第7条の5）

また、その実施方法について、個人住民税の普通徴収および公的年金等に係る特別徴収の別により、それぞれ特例の規定を設ける改正です。

（附則第7条の6および附則第7条の7）

(3) 令和7年度分の個人住民税の定額減税に係る規定の新設

控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和6年度課税時での該当有無の判定が一部困難であるため、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除することとする改正です。（附則第7条の8）

(4) 個人住民税の定額減税に係る規定の新設に伴う、所得等の別による課税の特例

定額減税の対象となる個人住民税所得割額に、配当所得等の所得割の額を含めるための規定を追加するものです。（附則第8条、附則第16条の3～附則第20条の3）

(1) 課税標準の特例措置の見直し

(2) 企業主導型保育事業に対する特例

(3) 認定長期優良住宅に係る申告の見直し

(4) 宅地等及び農地に対して課する課税標準の特例

(5) 宅地等に対して課する課税標準の特例

土地に係る特別土地保有税の課税の特例の延長に伴い、条文を改正するものです。
(附則第 15 条)

II 太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

(1) 企業主導型保育事業に対する課税標準の特例

(2) 宅地等及び農地に対して課する課税標準の特例

土地に係る都市計画税の負担調整措置の延長に伴い、条文を改正するとともに、これにより生じた項ずれを反映するものです。（附則第８項～第１７項）

Ⅲ その他

令和6年5月臨時会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 市民税1係 内線2390 ダイヤルイン47-1932
資産税課 管理・償却資産係 内線2361 ダイヤルイン47-1933

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 3400

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825 タイヤリン

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200

令和6年度「県選出等国会議員への要望」

項目 番号	所管部課名		項目名	要望概要
1	市民生活部	市民課	「氏名の仮名表記の戸籍の記載事項化」に係る市町村負担の軽減	仮名表記の法制化により、既に戸籍に記載された者の振り仮名を収集し戸籍に記載することとなるが、戸籍に関する事務は本来国が果たすべきものであることから、市町村負担の軽減を図るよう要望する。
2	福祉こども部	こども課	教育・保育施設等における園外活動用自動車に対する安全装置の装備への支援	教育・保育施設等における園外活動用自動車に対する安全装置の装備への支援について要望する。
3	農政部	農業政策課	市町村が農用地利用計画を定める際の都道府県知事への協議、同意の撤廃	農用地区域の設定を含む農用地利用計画について、農振法第8条第4項における都道府県知事への協議、同意の撤廃を求める。
4	農政部	農業政策課	「確保すべき農用地等の面積の目標」設定プロセスの変更	「確保すべき農用地等の面積の目標」の国指針は、食料消費構造、農業生産構造の変化を勘案し策定すること、都道府県が「農業振興地域整備基本方針」を定める際は、市町村の算出した目標面積を尊重することを要望する。
5	農政部	農村整備課	用水路等の法面のコンクリート化整備への補助金の創設	住民の高齢化などによる法面除草作業者不在の用水路等の法面に対して、強靱化と農村環境保全の観点から、法面のコンクリート化事業への補助金の創設を要望する。
6	農政部	農村整備課	排水機場自動運転化の構築について	排水機場は施設の経年劣化が著しく、運転管理者も高齢化や技術者不足により確保が困難となっている。災害から住民を守るため、自動制御による無人化運転設備への改修を要望する。
7	都市政策部	道路保全課	橋りょう等の道路構造物の老朽化対策	道路構造物の老朽化に対し、今後長期にわたり安全性及び健全性を維持していくための財政負担は、年々増加し続けていることから、老朽化対策に要する調査費及び修繕費等について、今まで以上の財政措置を講ずることを要望する。
8	都市政策部	建築住宅課	入居収入基準の引き上げについて	公営住宅法施行令第6条第2項に規定する入居収入基準（158,000円）の引き上げを要望する。
9	教育部	学校教育課	義務教育諸学校の教職員定数の改善等と、帰国・外国人児童生徒受入促進事業補助金（現状の金額）の継続	教職員が心と体にゆとりをもって子どもたちと向き合う時間を十分に確保できるよう、教職員定数の改善と、教職員の増員を要望する。また、帰国・外国人児童生徒受入促進事業補助金の継続についても要望する。

●内 容 【 3.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

【表 題】令和6年度おおたプログラミング学校の概要について

【目的】

おおたプログラミング学校について、令和6年度の事業概要を報告するものです。

【 概 要 】

○ I 課程（対象：小学3～6年生）

1. 期間
火曜コース：6月4日～2月25日 全30回 午後7時～8時30分
金曜コース：6月7日～2月28日 全30回 午後7時～8時30分
2. 定員
48名（各24名） ※プレスクール選考通過者
〔 プレスクール募集期間は4月20日～29日
学校を通じて配布する募集チラシに記載のQRコードから申込 〕
3. 受講料
30,000円
4. 概要
プログラミングの基礎から学ぶことを目的に、視覚的に操作できるプログラミング言語を使用した学習。体験授業のプレスクールを開催し、入校者の選考を実施する。

○Ⅱ課程（対象：小学4～中学1年生）

- | | |
|--------|---|
| 1. 期間 | 毎週木曜：4月18日～2月13日 全30回 午後7時～8時30分 |
| 2. 受講者 | 36名 ※令和5年度Ⅰ課程修了者かつ効果測定合格者 |
| 3. 受講料 | 60,000円 |
| 4. 概要 | コンピュータへ命令するコードを英数字や記号で入力する「テキスト言語」を用い、よりレベルの高いプログラミングを学習する。 |

○Ⅲ課程（対象：小学5～中学2年生）※令和6年度新設

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1. 期間 | 毎週月曜：4月8日～2月8日 全30回 午後7時～8時30分 |
| 2. 受講者 | 19名 ※令和5年度Ⅱ課程修了者かつ効果測定合格者 |
| 3. 受講料 | 60,000円 |
| 4. 概要 | オリジナル作品の制作活動を行い、コンテストへ出品する。 |

○速習コース・スポット講座（対象：小学4～6年生）

1. 速習コース（前期）
- （１）期間 毎週水曜 全１２回 午後７時～８時３０分（予定）
- （２）定員 ２４名
- （３）受講料 １２，０００円
- （４）概要 約半年間の短期でプログラミングの基礎を学ぶ。（後期も同様に開設予定）

2. スポット講座

概要 夏休み期間に約半日のプログラミング体験講座を開催。

※いずれも会場は市役所2階セミナールームで、市内在住・在学者が対象

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 情報管理課 情報管理係 内線 2271 47-1813 ダイヤル

○公開時期【 1. 庁議後 】

内線 2800

令和6年度公共下水道の供用開始について

現在、整備を推進している公共下水道について、飯塚町ほか 21 地区の各一部の区域を新たに整備したことから、下水道の供用を開始し、区域内の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るものであります。

1. 供用開始年月日 令和6年5月1日

処理区	供用開始区域	面積 (ha)
中央第二処理区	飯塚町・東矢島町・内ヶ島町・富沢町・岩瀬川町・下浜田町・藤阿久町・東矢島土地区画整理事業地内の各一部	4.7ha
流域西邑楽処理区	内ヶ島町・石原町・東長岡町の各一部	2.7ha
流域新田処理区	細谷町・新道町・藤阿久町・由良町・尾島町・亀岡町・尾島東部土地区画整理事業地内・新田木崎町・藪塚町・大原町の各一部	1.3ha
流域佐波処理区	世良田町の一部	0.2ha
合計		8.9ha

3. 排除方式 分流式

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 維持係 内線2675 47-1921